

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

1 本件再審査請求に至る経過は、次のとおりである。

(1) 請求人は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分（以下「原処分」という。）を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官はこれを棄却（以下「審査官決定」という。）したので、請求人は、更にこの決定を不服として、当審査会に再審査請求（以下「第1回再審査請求」という。）をした。

(2) 当審査会は、請求人の第1回再審査請求について、平成○年○月○日付けでこれを棄却し（以下「第1回裁決」という。）、請求人に第1回再審査請求に係る裁決書の謄本を送付した。しかし、請求人は、第1回裁決以降、同一の原処分の取消しについて、平成○年○月○日付け、同年○月○日付け、同年○月○日付け、平成○年○月○日付け、同年○月○日付け、平成○年○月○日付け、同年○月○日付け及び平成○年○月○日付けの計8回の再審査請求を行ったため、当審査会はこれらをいずれも却下し、請求人に再審査請求に係る各裁決書の謄本をそれぞれ送付した。

2 請求人は、原処分の取消しを求めているが、原処分の取消しについては、第1回裁決において既に判断しており、一事不再理により、当審査会において重ねて審理することはできないものである。

なお、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第38条第3項は「第1項に規定する再審査請求においては、原処分をした行政庁を相手方とする。」と規定しており、当審査会の審理の対象は

監督署長がした原処分の当否であるので、当審査会がした上記の各裁決について、当審査会において、審理の対象とすることは許されない。

したがって、本件再審査請求は不適法なものであり、かつ、性質上その欠陥を補正することができないものであると判断する。

- 3 以上のとおりであるから、請求人の本件再審査請求は、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下されるべきものである。

よって主文のとおり裁決する。